平成２２年（再ロ）第１０１０４号
東京都小金井市梶野町２－９－３―102
再生債務者　松浦　裕一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月22日まで
4　一般異議申述期間　平成22年10月６日から平成22年10月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１０６号
埼玉県蕨市中央１―16―40―514
再生債務者　矢崎　和貴
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月22日まで
4　一般異議申述期間　平成22年10月６日から平成22年10月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００１４号
大阪府大阪市西成区千本南２―11―22
再生債務者　三浦　克仁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月８日まで
平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００３４号
東京都江戸川区船堀１－１―26―318
再生債務者　大泉　武松
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月８日まで
平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００４９号
埼玉県川越市石原町１―30―17
再生債務者　小林　泰治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月８日まで
平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１６号
名古屋市西区上名古屋３丁目８番９号　ダイアパレス浄心603号
再生債務者　村上　兼繁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月15日まで
平成22年８月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第６号
埼玉県加須市元町10番41号
再生債務者　唐沢　　悟
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月16日まで
平成22年８月26日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第２号
福島県南相馬市原町区北町341番地の69
再生債務者　諸井　　元
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月24日まで
平成22年８月26日　福島地方裁判所相馬支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１５号
大阪府茨木市山手台６丁目８番１号
再生債務者　西脇　善郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号
山口県宇部市大字小串591番地24
再生債務者　中西　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１００４７号
神奈川県横須賀市追浜東町１―28―１―810
再生債務者　武部　　進
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成22年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年９月３日　　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
栗原　庸介、東京都、東京都教育委員会、高等学校教諭１種免許状（理科）
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　四国新聞
掲載の日付　平成二十二年八月二十五日
掲載頁　九頁
（乙）掲載紙　四国新聞
掲載の日付　平成二十二年八月二十五日
掲載頁　九頁
平成二十二年九月三日
香川県高松市勅使町五九番地三
（甲）株式会社レッツ
代表取締役　大原　英夫
香川県丸亀市土器町西四丁目四七番地
（乙）緑林実業株式会社
代表取締役　金　　順子

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年九月三日
東京都国分寺市日吉町三丁目一九番地三二
合同会社エージェントカンパニー
代表社員　角田　隼一

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年九月三日
長野県北安曇郡池田町大字池田四三七〇番地一
合資会社大角屋
代表社員　閔　　守昌

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年九月三日
名古屋市東区新出来一丁目五番一九号
合資会社後藤ラヂオ商会
代表社員　後藤　雅彦

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四千万円減少し三百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月五日であり、株主総会の決議は、平成二十二年七月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年九月三日
千葉県茂原市下永吉一六七八番地八
有限会社かづみ
代表取締役　松本　敏夫